⑦　上記のほか、女性である障害者は障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意しつつ、「障害者基本計画」（平成25年９月27日閣議決定）に基づき、生活支援、教育、雇用・就業、生活環境、差別の解消及び権利擁護の推進等の分野における施策を総合的に推進する。その際、障害者の性別等の観点に留意して、情報・データの充実を図る。	内閣府、関係府省
ウ　外国人が安心して暮らせる環境の整備	
①　外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的な困難に置かれていることに留意しつつ、日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、法律や制度等についての多言語での情報提供や相談体制の整備、外国人の親を持つ子供への支援等について、実態を踏まえながら進める。	総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、関係府省
②　配偶者等からの暴力の被害者である在留外国人女性への支援について、配偶者からの暴力に関する専門的知識を持った母国語通訳者の養成等を含め、適切に支援する。	厚生労働省
③　「人身取引対策行動計画2014」に基づき、人身取引対策の取組を推進する。	内閣官房、関係府省
エ　性的指向や性同一性障害、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への対応	
①　性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。 また、法務局・地方法務局の人権相談所において相談者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。 さらに、性同一性障害等の児童生徒等に対する学校における相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を図りつつ、支援体制を整備する。 その他、男女共同参画の視点に立って必要な取組を進める。	内閣官房、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省

Ⅲ　男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第９分野　男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

＜基本的考え方＞

男女共同参画社会の形成のためには、社会制度や慣行が、実質的に男女にどのような影響を与えるのか常に検討されなければならない。社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って作られてきたものではあるが、男女共同参画の視点から見た場合、明示的に性別による区別を設けていない場合でも、男女の置かれている立場の違い等を反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合がある。

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立的な制度・慣行の構築が必要である。また、男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築や、ワーク・ライフ・バランスの実現や出産・子育てにおいて、男女の多様な選択を可能とする視点が重要である。

我が国の社会経済の急速な変化に対応するため、新たな制度の構築や抜本的な見直しが行われる中、男女共同参画の視点に立ち、男女共にライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた制度・慣行の見直しを進めるとともに、それを支える育児・介護の支援基盤の整備を推進する。

また、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響等に関する調査研究を進める。

＜成果目標＞

項　目	現　状	成果目標（期限）
待機児童数	23,167人（平成27年４月）	解消をめざす（平成29年度末）
放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数	9,945人（平成26年５月）	解消をめざす（平成31年度末）
地域子育て支援拠点事業	6,538か所（平成26年度）	8,000か所（平成31年度）
高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設する公的賃貸住宅団地（100戸以上）の割合	19％（平成25年度）	25％（平成32年度）

1　男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

施策の基本的方向	
家族形態の変化やライフスタイルの多様化を踏まえつつ、男女の社会における活動の選択に中立的に働くよう、社会制度・慣行を見直す。その際、国際規範・基準の積極的な遵守や、国内における実施強化といった視点にも留意する。また、男女が共に仕事や家庭に関する責任を担えるよう、待機児童解消及び介護離職ゼロ等の実現に向け育児・介護の支援基盤整備を推進する。	
具体的な取組	担当府省
ア　働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制等の検討	
①　女性の就業調整等につながる可能性のある税制や社会保障制度等について、働きたい人が働きやすい中立的なものとなるよう、下記のとおり具体化・検討を進め、計画期間中のできるだけ早期に見直しを行う。	
・　税制における個人所得課税の諸控除の在り方について、平成27年11月に政府税制調査会が取りまとめた論点整理等を踏まえ、国民的議論を進めつつ見直しを行う。	内閣府、総務省、財務省
・　社会保障制度について、平成28年10月からの短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大を着実に実施するとともに、更なる被用者保険の適用拡大を進めていく中で第３号被保険者を縮小していく方向で検討を進める。	内閣府、厚生労働省
・　いわゆる配偶者手当については、結果的に女性の就労を抑制している場合があるとの指摘があることに鑑み、官の見直しの検討と併せて、労使に対しその在り方の検討を促すことが重要であり、そのための環境を整備する。	内閣官房、内閣府、厚生労働省、関係府省、（人事院）
②　家族に関する法制について、家族形態の変化、ライフスタイルの多様化、国民意識の動向、女子差別撤廃委員会の最終見解等も考慮し、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入、女性の再婚禁止期間の見直し等の民法（明治29年法律第89号）改正等に関し、司法の判断も踏まえ、検討を進める。	内閣府、法務省
③　政府の施策及び社会制度・慣行が男女に実質的にどのような影響を与えるかなど、男女共同参画社会の形成に関する課題についての調査研究を行う。	内閣府